

目 次

第 1	はじめに	8
第 2	原子力規制委員会について	8
1	原子力規制委員会の独立性・中立性について	8
(1)	原子力規制委員会について	8
(2)	原子力規制機関の独立性・中立性に関する I A E A 安全基準の要求	9
(3)	原子力規制委員会設置に至る経緯	10
(4)	原子力規制委員会は、原子力規制機関として必要な独立性・中立性を有していること	10
(5)	原子力規制委員会の委員は中立性を欠いている旨の原告らの主張は理由がないこと	11
2	原子力規制委員会の専門的技術的裁量と安全性に関する考え方	12
(1)	原子炉等規制法が求める「安全」の具体的内容について	12
ア	原子炉等規制法の目的	12
イ	原子炉等規制法が求める「安全」の具体的内容	13
(2)	原子力規制委員会には規制権限行使に係る専門技術的裁量を与えられていること	16
(3)	小括	19
第 3	設置許可基準規則の基本的な考え方について	19
1	発電用原子炉施設の安全設計の基本的な考え方	19
2	設置許可基準規則等の策定経緯の合理性	23
(1)	設置許可基準規則等の策定経緯	23
ア	はじめに	23
イ	福島第一原発事故の概要	24
ウ	福島第一原発事故の技術的調査・検討	25
エ	福島第一原発事故の教訓	26

オ	原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討	26
カ	原子力規制委員会発足後の検討の経緯	26
	(ア) 原子力規制委員会における検討チームの構成	26
	(イ) 重大事故等対策を含む新たな規制基準（地震及び津波を除く。）の策 定経過	27
	a 原子炉施設等基準検討チームの構成等	27
	b 原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等	28
	c 原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等	28
	(ウ) 地震及び津波の分野の基準の策定経過	30
	a 地震等基準検討チームの構成等	30
	b 地震等基準検討チームにおける検討経過等	30
	c 地震等基準検討チームにおける検討概要等	30
キ	原子力規制委員会による基準等の策定	31
ク	小括	32
(2)	新規制基準は調査・検討が不十分なまま策定されたもので不合理である旨 の原告らの主張は理由がないこと	32
ア	福島第一原発事故の原因究明が十分でない段階で策定された新規制基準 には問題がある旨の原告らの主張は理由がないこと	32
	(ア) 原告らの主張の要旨	32
	(イ) 原告らの主張は理由がないこと	32
イ	新規制基準の策定に当たり、十分な検討が行われていないなどとする原 告らの主張は理由がないこと	33
	(ア) 原告らの主張の要旨	33
	(イ) 原告らの主張は理由がないこと	33
ウ	小括	35
3	深層防護の考え方について	35

(1) 深層防護の意義	35
(2) 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること等	38
ア 原子炉設置（変更）許可の基準	39
イ 災害対策基本法の定め	40
ウ 原子力災害対策特別措置法の定め	40
(ア) 国及び地方公共団体の責務	41
(イ) 原子力事業者の防災計画	46
(3) 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものであること	47
(4) 避難計画に関する基準が欠如していることをもって規制基準が不合理であるとする原告らの主張に理由がないこと	48

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、まず、原子力規制を担う機関である原子力規制委員会について説明する（後記第2）とともに、発電用原子炉の設置許可の審査基準を定める実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。乙ロ第8号証）の基本的な考え方について説明する（後記第3）。また、これらの説明において、関連する原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論を行う。

なお、略語は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による（それらをまとめた「略称語句使用一覧表」を、本準備書面の末尾に添付する。）。

第2 原子力規制委員会について

1 原子力規制委員会の独立性・中立性について

(1) 原子力規制委員会について（乙ロ第10号証1ページ）

平成24年9月に原子力の利用・推進に係る部門から分離・独立して設置された原子力規制委員会は、東京電力福島第一原発において発生した放射性物質が環境に放出される事故（以下「福島第一原発事故」という〔被告国準備書面(1)第2の1・15ページにおいて「本件事故」と略称定義したのを改める。〕）の教訓から高い独立性・中立性が確保された組織である必要があるとして、いわゆる3条委員会（国家行政組織法3条2項に規定される委員会のこと。以下、単に「3条委員会」という。）として設置され、独立かつ中立の立場で、専門技術的観点から原子力規制に必要な規則を定めるなど、原子力利用における安全の確保等に関する事務を所掌することとされている（原子力規制委員会設置法〔平成24年法律第47号。以下「設置法」という。〕1条、3条及び4条参照）。

(2) 原子力規制機関の独立性・中立性に関する IAEA 安全基準の要求（乙ロ第 10 号証 1 及び 2 ページ）

IAEA 安全基準において、原子力規制機関は独立性・中立性を持つことを要求されている。すなわち、IAEA 安全基準のうち、基本的な安全の目的と、防護と安全の原則を示している「基本安全原則」（S F - 1）の原則 2 においては、政府の役割として、独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、これを維持しなければならないとされている。そして、この原則の意図及び目的の説明として、原子力規制機関の独立性・中立性について、政府は、独立した規制機関を設置することに対する責任を負うこととされ、規制機関は、自らの責任を完全に果たすために適切な法的権能を有すること及び利害関係者から不当な圧力を受けることがないように全ての機関から実質的に独立であることとされている。

また、この原則の下、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない安全要件として、「政府、法律及び規制の安全に対する枠組み」（G S R P a r t 1 （R e v . 1））が定められている。その中の要件 4 において、規制機関の独立性として、政府は、規制機関^{*1}がその安全関連の意思決定において実効的に独立していることを確実なものとしなければならない。また、規制機関がその意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある責任又は利害を持つ組織とは機能面で分離されていることを確実なものとしなければならないと述べた上で、その説明として、規制機関がその意思決定に対する不当な影響から実効的に独立しているためには、政治環境又は経済条件に関係する圧力、又は政府各部門、許認可取得団体若しくは

*1 なお、乙ロ第 10 号証 2 ページ 8 行目に「政府機関」とあるのは「規制機関」の誤記である。

他の組織からのいかなる圧力にも左右されてはならないとしている。

(3) 原子力規制委員会設置に至る経緯（乙口第10号証2及び3ページ）

福島第一原発事故に関する原因究明のための調査・検証を行い、もって再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（通称：政府事故調）の報告書において、「原子力安全規制機関は、原子力安全関連の意思決定を実効的に独立して行うことができ、意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織から機能面で分離されていなければならない。これは、I A E Aの基本安全原則も強調するところである。新たな規制機関は、このような独立性と透明性を確保することが必要である。」との提言がされている。

そして、福島第一原発事故により得られた教訓を踏まえて、政府部内や国会において原子力規制機関の在り方についての検討が進められた。その結果、新しい原子力規制機関は、前記(2)で述べた原子力規制機関の独立性・中立性に関するI A E A安全基準を踏まえ、事業者からの独立性はもちろん、政治、経済政策、他の政府機関からの独立性が確保され、権限、人事に関して独立した3条委員会として設置することとされ、設置法が制定された。

(4) 原子力規制委員会は、原子力規制機関として必要な独立性・中立性を有していること（乙口第10号証3及び4ページ）

以上の経緯により、原子力規制委員会はその独立性・中立性を担保するため、国家行政組織法3条2項の規定に基づいて、3条委員会として設置された。

その委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両

議院の同意を得て^{*2}、内閣総理大臣が任命するものとされ(設置法7条1項)、委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとされている(同法5条)。これらの規定により、原子力規制委員会に対する内閣の個別的な指揮監督権を排除していることに加え、委員長及び委員の任免を国会同意人事とすることにより、任期中は任命権者の一存で委員長及び委員を罷免することができず、身分保障の観点からも独立性が高められているものとなっている。

そして、3条委員会として設置された目的を達成するため、専門技術的事項について、独立かつ中立の立場から原子力規制に必要な規則を制定することができるよう、原子力規制委員会は規則制定権を有している(国家行政組織法13条、設置法26条)。

上記の法制上の措置によって、原子力規制委員会は、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で、独立して職権を行使することが可能となり、IAEA安全基準においても求められている原子力規制機関として必要な独立性・中立性が保たれるようになっている。

(5) 原子力規制委員会の委員は中立性を欠いている旨の原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原子力規制委員会の委員に選任された更田豊志氏(以下「更田委員」という。)、中村佳代子氏(当時)及び田中知氏が同委員の欠格要件(甲

*2 委員長の任命について国会による同意が得られず、委員長及びその職務を代理する委員に欠員が生じる場合は、原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合に限り、内閣総理大臣は、両議院の同意なく、委員長を任命することができる(設置法7条3項)。ただし、原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなったときは、その後速やかに両議院の事後の承認を得なければならず、承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長を罷免しなければならない(同条4項)。

A第402号証)に該当するなどとして、「原子力規制行政を担っている原子力規制委員会」は「公平・中立な立場の人物で構成されていない」などと主張する(原告ら準備書面55第2の5・12及び13ページ)。

しかしながら、被告会社準備書面24第2の4(7及び8ページ)で述べられているとおり、上記各氏は、原子力規制委員会の委員の欠格要件に該当しないことは明らかであるし、原子力事業者等からの寄付等の状況も明らかにされた上で、国会の両議院の同意を得て内閣総理大臣によって任命されているのであるから^{*3}、公平・中立性を欠くような人選ではなく、原告の主張は理由がない。

2 原子力規制委員会の専門的技術的裁量と安全性に関する考え方

原子炉等規制法の求める「安全」が、いわゆる相対的安全を意味するものと解されること、また、原子力規制委員会に規制権限行使に係る専門技術的裁量が与えられていることについては、規制基準の合理性を検討する前提となるものであることから、以下、説明する。

(1) 原子炉等規制法が求める「安全」の具体的内容について

ア 原子炉等規制法の目的

原子炉等規制法は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び

*3 なお、政府が平成24年7月26日に提案した人事案に基づく更田委員及び中村佳代子氏の選任については、原子力緊急事態宣言がされている場合であったことから、設置法附則2条3項に基づき内閣総理大臣により任命され、事後的に両議院の承認(設置法附則2条4項が準用する設置法7条4項)が得られている。

原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、（中略）原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を（中略）行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」ものとされている（同法1条）。

このように、原子炉等規制法は、公共の「安全」を図るため、原子力規制委員会が原子炉の設置等に関し必要な規制を行うことで、我が国の「安全」を図ることを目的としている。

イ 原子炉等規制法が求める「安全」の具体的内容

(ア) 一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできないものといわれている。

すなわち、科学技術を利用した各種の機械、装置等（例えば、自動車等）は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものである。しかし、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方が従来からの安全性についての一般的な考え方である。

そして、原子炉の安全性についても同様であって、原子炉等規制法が要求する前記の「安全」も、飽くまで相対的安全性をいうものと解するのが相当である。（以上につき、高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度417ないし419ページ参照。なお、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ〔以下「伊

方最高裁判決」という。)に係る判例解説である。)

(イ) このことは、原子炉等規制法が、最新の科学的技術的知見を規制に反映し、これを踏まえた基準に許可等済みの発電用原子炉施設等を適合させる制度（バックフィット制度。同法43条の3の23）を設けるなどして、最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合する発電用原子炉施設等により運用を認めることとした上、福島第一原発事故を踏まえ、万一、想定外の事象が発生した場合に備えて、重大事故等^{*4}対策をも講じるよう要求していることから明らかである。

すなわち、仮に、原子炉等規制法が、そもそも絶対的に災害発生危険がないといった「絶対的な安全性」を要求しているのであれば、およそ災害が発生し得ない基本設計を要求しているはずであり、重大事故が生じるなどということはおおよそ想定し得ないのであって、当然重大事故等対策についての規定を設ける必要もないのである。そうであるところ、同法において、重大事故等対策に係る規定が設けられているのは、科学技術の分野において、絶対的に災害発生危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできないことを当然の前提としているからにほかならない。

以上のとおり、原子炉等規制法が求める「安全」とは、飽くまで、原子炉について、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であり、又

*4 原子炉等規制法における発電用原子炉の設置、運転等に関する規制に係る重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷のほか、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいい（同法43条の3の6第1項3号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条）、重大事故等とは、重大事故及び重大事故に至るおそれがある事故（ただし、運転時の異常な過渡変化〔設置許可基準規則2条2項3号〕及び設計基準事故〔同項4号〕を除く。）を総称したものをいう（同項11号）。

はその危険性の相当程度が人間によって管理可能であって、その危険性の程度と原子炉の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、原子炉を利用することが社会的に許容され得る程度の「安全」という、相対的安全性をいうものと解すべきである。

(ウ) この点に関し、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（判時2290号90ページ）では、「原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法1条にいう『大規模な自然災害』についても上記のような趣旨に解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているといえることができる。

福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられたことにも鑑みると、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、原告人らが主張するような発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっているといえることはできず、また、極めてまれではあるが発生すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くなる限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということもできないのであり、原子力利用に関する現行法制度の下において上記のような立法政策が採用されていると

解すべき根拠も見いだせない。」と説示されている（同号95ページ）。

また、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（判例時報2334号4ページ）では、「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないという『絶対的安全性』を達成することはできないと考えられており、科学技術を利用した設備、機器等は、何らかの程度において人の生命、身体、健康、財産等を侵害する危険を伴っているが、その危険性を、当該設備等の品質や安全性についての規制等により一定程度以下に管理し、管理された危険性の程度が社会通念上容認できる水準以下にとどまると考えられる場合に、いわば『相対的安全性』が認められるものとして、その利用が許容されている。

原子力発電所についても同様であり、どのような異常事態が発生しても、原子炉の放射線(ママ)物質が外部の環境に放出されることが絶対がないという『絶対的安全性』を要求するのは相当ではない。しかし、(中略)事故等を原因として放射線(ママ)物質による深刻な被害が広範囲かつ長期間にわたって生じるおそれがあることを考慮すると、原子力発電所に求められる安全性の程度は、他の設備、機器等に比べて格段に高度なものでなければならないのであり、原子力発電所は、放射線(ママ)物質による被害発生危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていると認められる場合に、安全性が認められる施設として運転が許されると解するのが相当である。」と説示されている（同号20ページ）。

このように、近時の下級審裁判例においても、原子炉等規制法は、「絶対的な安全性」までは要求しておらず、相対的安全性を要求しているものと解されている。

(2) 原子力規制委員会には規制権限行使に係る専門技術的裁量が与えられていること

ア 前記(1)で述べたとおり、原子炉等規制法が求める「安全」とは相対的

安全性である。

それゆえ、原子力規制委員会が、同法に基づく規制権限の行使の前提として、安全審査における具体的な審査基準を策定し、その適合性を判断するに当たっては、我が国の現在の科学技術水準によるべきことはもとより、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点を考慮に入れざるを得ず、本来的に、上記規制基準の策定や、その適合性判断においては、原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねざるを得ないところである（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度419ページ参照）。

イ 実際に原子炉等規制法が原子力規制委員会に与えた規制権限に係る規定を見ても、原子力規制委員会に、各規制権限の行使についての専門技術的裁量が与えられていることは明らかである。

すなわち、原子炉等規制法は、発電用原子炉の設置許可（同法43条の3の5）に際して、発電用原子炉を設置しようとする者が、「重大事故（中略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力」を有するか否かにつき（同法43条の3の6第1項3号）、また、当該申請に係る「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないもの」であるか否かにつき（同項4号）、それぞれ原子力規制委員会において審査するものとしている。

また、設置許可の取消しに関して、原子炉等規制法43条の3の20第2項は、発電用原子炉設置者が同項各号のいずれかに該当するとき、原子力規制委員会は、設置許可の取消し、又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を「命ずることができる。」と規定している。さらに、同法43条の3の23は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が

前述した同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるときや、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき等は、発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を「命ずることができる」と規定している。このように、上記各規制権限については、いずれも、その文言上から明らかに、原子力規制委員会に、同権限を行使するか否か、また、行使する場合、どのような措置を命ずるかについて、裁量を与えている。

そして、上記各安全性審査の前提となる規制基準の策定について、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、当該発電用原子炉が災害の防止上支障がないものか否かの基準につき、また、同法43条の3の14は、上記技術上の基準につき、いずれも原子力規制委員会規則で定めるものとしており、明示的に、原子力規制委員会に裁量を与えている。

これらは、発電用原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の放射性物質を発生させるものであって、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該発電用原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、このような災害が万が一にも起こらないようにするため、発電用原子炉施設の安全性について、中立公正な立場で独立した機関である原子力規制委員会（原子力規制委員会設置法1条、5条、7条1項等）において、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行い、適時に適切な規制権限を行使することができるようにしたものと解される。

そして、このような発電用原子炉施設の安全性に関する審査は、当該発電用原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周

辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺環境への影響等を、当該発電用原子炉施設設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、同審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、同審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。

そうであるところ、前記のとおり、原子炉等規制法が、原子力規制委員会に種々の規制権限を与えたのは、このような発電用原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、前記基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁し、中立公正な立場で独立した機関である原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的判断に委ねる趣旨であると解するのが相当である。(以上につき、伊方最高裁判決・民集46巻7号1181及び1182ページ参照)

(3) 小括

以上のとおり、原子炉等規制法が求める「安全」とは、飽くまで相対的安全性であって、絶対的な安全性を求めるものではない。

そして、原子力規制委員会は、相対的安全性を確保するため、規制権限を行使するものであり、このような規制権限の行使に当たっては、専門技術的裁量が与えられているというべきである。

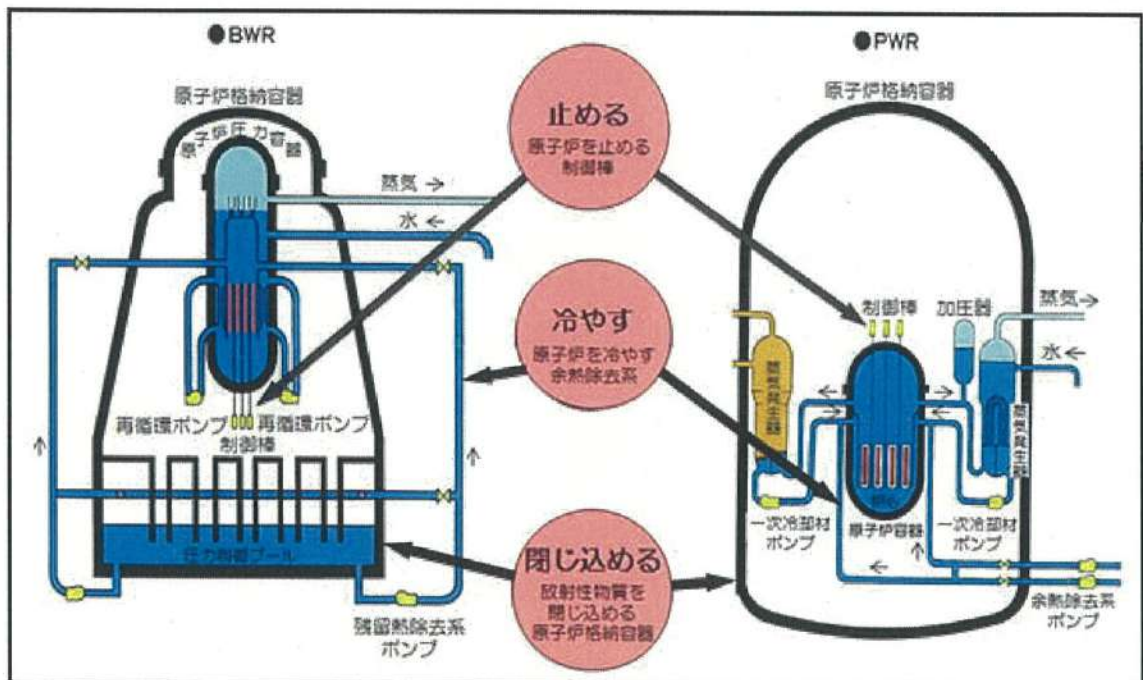
それゆえ、規制基準の合理性も、この点を前提に検討する必要がある。

第3 設置許可基準規則の基本的な考え方について

1 発電用原子炉施設の安全設計の基本的な考え方

(1) 原子力発電所では、安全確保の観点から、下図1のように、異常を早期に

検知し、さらに緊急を要する異常を検知した場合に全ての制御棒を原子炉内に自動的に挿入し、原子炉を緊急停止できる設計としている（「止める」）。さらに、事故に発展した場合においてもその影響を緩和するため、燃料を冷却し（「冷やす」）、放射性物質の異常な放出を防止できる設計としている（「閉じ込める」）。(以上につき、乙口第10号証37ページ)



(図1) 止める・冷やす・閉じ込めるの概念図

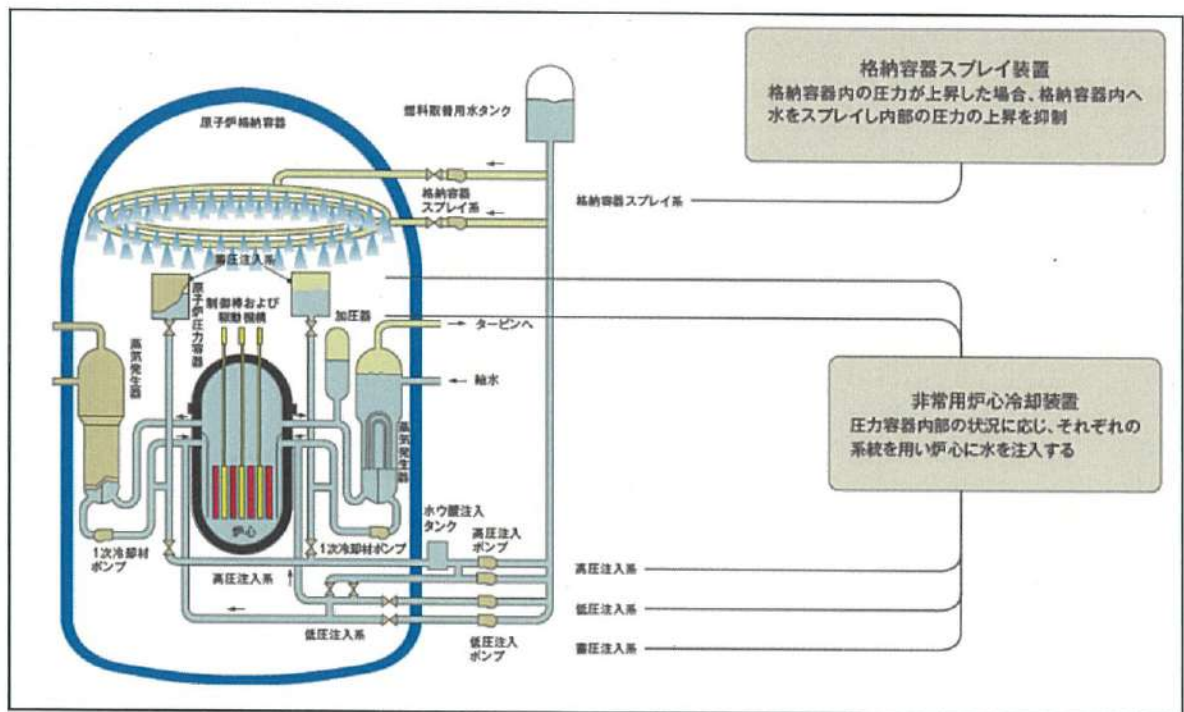
(2) すなわち、まず、原子炉を「止める」ための設備として、制御棒及びこれを急速に挿入するためのスクラム機能があり、異常な過渡変化時や設計基準事故時において、制御棒を急速に挿入することで、原子炉を安全に緊急停止させるような設計が要求されている。BWR（沸騰水型原子炉）は、制御棒を炉心下部から挿入する構造であるため、スクラムは、水圧により、制御棒を急速に炉心に挿入することで達成する。一方、PWR（加圧水型原子炉）は、制御棒を炉心上部から挿入する構造であり、通常時は制御棒駆動装置で励磁（電磁石へ電流を流して磁力を発生させること）して制御棒を炉心上部

で適切な位置に保持しているが、スクラムは、制御棒駆動装置内の電磁石への電流が切断され、制御棒が自重で炉心に落下することで達成する。なお、制御棒を含む原子炉停止系統は、通常運転時の高温状態において、2以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであることを要求している（設置許可基準規則25条）。

さらに、原子炉を緊急停止した場合においても、原子炉内の燃料には運転中に生成、蓄積された核分裂生成物等が存在するため、崩壊熱が発生している（乙ロ第10号証196及び197ページ）。そのため、仮に一次冷却材喪失事故が発生した場合、原子炉を緊急停止した後も、炉心の著しい損傷の防止等のために、崩壊熱の除去を続ける必要がある。

そこで、事故時に炉心を「冷やす」ために、下図2のように、非常用炉心冷却設備により、炉心を冷却できることを要求している（設置許可基準規則19条）。また、非常用炉心冷却設備により除去した熱を最終的な熱の逃がし場（最終ヒートシンク）へ輸送する系統（例えば、原子炉補機冷却設備及び原子炉補機冷却海水設備等）により、原子炉圧力容器内において発生した残留熱^{*5}を除去することを要求している（設置許可基準規則21条）。

*5 原子炉圧力容器内において発生した残留熱には、燃料の核分裂生成物の崩壊熱及び機器等から発生する熱に加えて通常運転中に炉心、原子炉冷却材系等の構成材並びに原子炉冷却材及び二次冷却材（PWRの場合）に蓄積された熱を含む。



(図 2) PWRの非常用炉心冷却装置等の例

(出典：日本原子力文化財団ホームページ，

原子力・エネルギー図面集第5章5－2－3)

最後に、放射性物質の異常な放出を防止する「閉じ込める」ための設備として、原子炉格納容器等がある。原子炉格納容器は、閉じ込める機能を維持するため想定される最大の圧力、最高の温度及び適切な地震力に十分に耐えることができ、かつ適切に作動する格納容器隔離弁の作動と併せて所定の漏えい率を超えることがないものであることを要求している（設置許可基準規則32条1項）。これらに加え、例えばPWR（加圧水型原子炉）のアンユラス浄化設備のように、原子炉格納容器の貫通部等から漏えいした空気を浄化し、外部へ放出される放射性物質の量を低減する設備を要求している（同条7項）。(以上につき、乙口第10号証37ないし40ページ)

(3) 以上の「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」ための機能は、発電用原子炉施設の安全性を確保するために重要な基本的安全機能である。そして、これ

らの安全機能について、設置許可基準規則12条は、重要度が特に高い安全機能を有するものにつき、多重性又は多様性を確保し及び独立性を確保することを要求している。(以上につき、乙ロ第10号証40ページ)

2 設置許可基準規則等の策定経緯の合理性

原告らは、新規制基準^{*6}について、福島第一原発事故の原因究明が十分でない段階で策定されたであるとか、策定までの検討期間が短すぎ、意見公募手続も形だけのものであったなどと指摘して、新規制基準の策定経緯には問題がある旨主張する(原告ら準備書面55第2・4ないし13ページ)。

しかしながら、新規制基準の策定経緯に合理性が認められることについては、被告会社の準備書面6第2、準備書面20第2、第3の5及び6、準備書面24第2等で述べられているとおりであり、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

以下、新規制基準の策定過程の合理性につき、被告会社の主張をふえんして説明した上で、原告らの主張に対する反論を補充する。

(1) 設置許可基準規則等の策定経緯

ア はじめに

原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に基づき発電用原子炉の設置許可基準を定める設置許可基準規則は、平成23年3月に起きた東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故後、同事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、原子力規制委員会設置法による原子炉等規制法の改正に伴い、制定されたものである。

また、設置許可基準規則とともに、同規則に定められた規則の解釈を示した実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関

^{*6} 新規制基準の体系については、乙ロ第10号証12ページ以下参照。

する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定。以下「設置許可基準規則の解釈」という。乙ロ第9号証）や、審査官の参考とするための各種のガイド等が順次制定されていた。

そこで、以下、福島第一原発事故を踏まえた設置許可基準規則及び各種ガイド等の策定経緯について説明する。

イ 福島第一原発事故の概要

平成23年3月、東北地方太平洋沖地震の揺れを受けて、当時運転中であつた東京電力福島第一原発1ないし3号機は、原子炉が正常に自動停止した。

地震による送電鉄塔の倒壊などにより外部電源喪失状態となったものの、直ちに、非常用ディーゼル発電機が起動し所内電源を確保するとともに、炉心冷却系が起動したことにより、原子炉は正常に冷却された。ところが、東京電力福島第一原発1ないし5号機においては、非常用ディーゼル発電機、配電盤、蓄電池等の電気設備の多くは、海に近いタービン建屋等の1階及び地下室に設置されていたため、地震随伴事象として発生した津波という共通要因^{*7}により、建屋の浸水とほとんど同時に水没又は被水して機能を喪失した。これにより、全交流動力電源喪失（SBO）となり、交流電源を駆動電源として作動するポンプ等の注水・冷却設備が使用できない状態となった。直流電源が残った3号機においても、最終的にはバッ

*7 二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であつて、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう（設置許可基準規則2条2項18号、設置許可基準規則の解釈2条3項）。

テリーが枯渇したため、非常用ディーゼル発電機が水没を免れ、かつ、接続先の非常用電源盤も健全であった6号機から電力の融通ができた5号機を除く、1ないし4号機において完全電源喪失の状態となった。また、海側に設置されていた冷却用のポンプ類も津波により全て機能喪失したために、原子炉内の残留熱や機器の使用により発生する熱を海に逃がす、最終ヒートシンク（UHS）への熱の移送手段が喪失した。

その結果、運転中であった1ないし3号機においては、冷却機能を失った原子炉の水位が低下し、炉心の露出から最終的には炉心溶融に至った。その過程で、燃料被覆管のジルコニウムと水が反応することなどにより大量の水素が発生し、格納容器を経て原子炉建屋に漏えいし、1及び3号機の原子炉建屋で水素爆発が発生した。また、3号機で発生した水素が4号機の原子炉建屋に流入し、4号機の原子炉建屋においても水素爆発が発生した。2号機においては、ブローアウトパネルが偶然開いたことから水素爆発には至らなかったものの、放射性物質が放出され、周辺の汚染を引き起こした。（以上につき、乙ロ第10号証42及び43ページ）

ウ 福島第一原発事故の技術的調査・検討

福島第一原発事故の原因については、様々な機関により調査・検討され、平成23年6月には、IAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書が、平成24年7月には、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）による調査報告書及び東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）による調査報告書がそれぞれまとめられた。また、原子力安全・保安院においても、平成24年3月、福島第一原発事故の技術的知見について検討結果が取りまとめられた。これらの調査・検討結果により、福島第一原発事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされている。

ただし、福島第一原発事故が発生した原子炉施設の内部については線量

が高いため、内部の状況に関する調査は限られた部分でしかできておらず、例えば、格納容器の具体的な損傷箇所は不明であり、また、非常用発電機の故障の原因がどの部品であるか等の詳細も未解明であると指摘されている。(以上につき、乙ロ第10号証45及び58ページ)

エ 福島第一原発事故の教訓

前記各調査等を通じて、福島第一原発事故の問題点として、主に①地震や津波などの共通要因により安全機能が一斉に喪失したこと、②過酷事故（シビアアクシデント）に対する防止策を講じることを規制対象としておらず、シビアアクシデントの進展を食い止めることができなかったことが指摘されており、これらを教訓として、その後の規制基準に反映させることが検討された(乙ロ第10号証45ないし51ページ、乙ロ第11号証)。

オ 原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討

具体的には、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院において、前記各教訓を踏まえた安全規制に関する検討が重ねられ、原子力安全・保安院は、前記エ①に関し、平成24年2月16日、「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～」(乙ロ第12号証)及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による福島第一及び福島第二原子力発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～」(乙ロ第13号証)を、また、同年8月27日、前記エ②に関し、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」(乙ロ第14号証)を、報告書として取りまとめた(乙ロ第10号証45ないし48ページ)。

カ 原子力規制委員会発足後の検討の経緯

(7) 原子力規制委員会における検討チームの構成

福島第一原発事故及びその後の検討を踏まえて、平成24年9月に新

たに設置された原子力規制委員会は、重大事故等対策、地震及び津波以外の自然現象への対策に関する設計基準に加え、これまで原子炉設置許可の審査に用いられてきた発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「安全設計審査指針」という。乙ロ第15号証）等の内容を見直すこととし、原子力規制委員会の委員のうち、原子力安全委員会における安全設計審査指針の見直しを検討していた安全設計審査指針等検討小委員会の構成員でもあった更田委員を中心として、発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（後に発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称。以下「原子炉施設等基準検討チーム」という。）を構成した。

また、特に自然現象に対する設計基準のうち、地震及び津波対策については、原子力安全委員会に設置され、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、地震及び津波に対する発電用原子炉施設の安全確保策について検討していた地震・津波関連指針等検討小委員会（以下「地震等検討小委員会」という。）の検討も踏まえた上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、元日本地震学会会長の島崎邦彦委員長代理（当時）を中心として、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム（以下「地震等基準検討チーム」という。）を構成した。（以上につき、乙ロ第10号証51及び52ページ）

その上で、次のとおり、規制基準の見直しが行われた。

（イ）重大事故等対策を含む新たな規制基準（地震及び津波を除く。）の策定経過

α 原子炉施設等基準検討チームの構成等

原子炉施設等基準検討チームにおける検討は、前記（ア）のとおり、安全設計審査指針等検討小委員会の構成員でもあった、更田委員を中

心として行われた。また、中立的な立場から複数の外部専門家を関与させるため、シビアアクシデント解析等、関係分野の専門技術的知見を有する学識経験者4名も、同チームに参加した。さらに、独立行政法人（現在は国立研究開発法人）日本原子力研究開発機構安全研究センターにおいて研究主席の地位にある者についても（これらの者は、安全設計指針等検討小委員会の構成員でもあった。）、電気事業者等との中立性の確認が行われた上で、同チームに参加した。

このように、原子炉施設等基準検討チームには、安全設計指針等検討小委員会の構成員が含まれており、福島第一原発事故の教訓について、原子力規制委員会発足前から検討されていた知見を事実上引き継いでいる。

なお、重大事故等対策を含む安全基準全体についての設置許可基準規則等の策定に当たっては、透明性・中立性を確保するため、原則として、原子炉施設等基準検討チームの議事、資料及び議事録を公開するとともに、外部専門家に対しては、利益相反の可能性を考慮して電気事業者等との関係に関する情報の申告を要求し、当該情報も公開している。（以上につき、乙ロ第10号証52及び53ページ）

b 原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等

原子炉施設等基準検討チームにおいては、平成24年10月25日から平成25年6月3日までの間、原子炉施設の設置許可基準規則等（地震及び津波を除く。）策定のため、計23回の会合が開催された（乙ロ第10号証53ページ）。

c 原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等

(a) 事故防止に係る規制についての検討概要等

原子炉施設等基準検討チームにおいては、福島第一原発事故についての原子力安全・保安院及び原子力安全委員会における検討結果

も踏まえた上で、同事故から得られた地震の随伴事象として生じた津波という共通要因によって複数の安全機能が同時に喪失した等の教訓による設計基準を超える事象への対応に加え、設計基準事象に対応するための対策の強化を図る視点で、事故防止対策に係る規制については、原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針等の内容を基に、これを見直した上で規則化等を検討することとされた。そして、検討に当たっては、IAEAの安全基準や欧米の規制状況等の海外の知見も勘案された。(以上につき、乙ロ第10号証53及び54ページ)

(b) 重大事故等対策に係る検討概要等

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子炉等規制法が、重大事故等対策を新たに規制対象としたことから、原子炉施設等基準検討チームにおいては、新たに規制の対象になった重大事故等対策について重点的な検討を行うこととした。具体的には、福島第一原発事故の教訓及び海外における規制等を勘案し、仮に、事故防止対策を講じたにもかかわらず複数の安全機能の喪失などの事象が万一発生したとしても、炉心損傷に至らないための対策として、重大事故の発生防止対策、さらに重大事故が発生した場合の拡大防止対策など、重大事故等対策に関する設備に係る要求事項及び重大事故等対策の有効性評価の考え方等について検討された。(以上につき、乙ロ第10号証54ページ)

(c) 原子炉施設等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

原子炉施設等基準検討チームは、以上の検討結果に基づき、設置許可基準規則等の骨子案を作成し、これらについて、原子力規制委員会が平成25年2月に意見公募手続を行った結果も踏まえ、基準案である新安全基準（設計基準）骨子案及び新安全基準（シビアア

クシデント対策) 骨子案を取りまとめた(乙ロ第10号証54ページ)。

(ウ) 地震及び津波の分野の基準の策定経過

a 地震等基準検討チームの構成等

地震等基準検討チームにおける検討は、元日本地震学会会長の島崎邦彦委員長代理(当時)を中心として行われた。また、このチームには、地震等検討小委員会が取りまとめた耐震指針等の改訂案(乙ロ第16号証)の検討に参画した有識者のほか、東北地方太平洋沖地震以降、耐震関係の様々な見直しの場に参画し、基準の策定に貢献した有識者らの中から地震、津波及び地盤等の各種専門分野の専門技術的知見を有する学識経験者6名が加わり、更に検討内容に応じて、地形学、地震、津波及び建築に関する学識経験者がチームに参加した。また、原子炉施設等基準検討チームと同様、これらの学識経験者らについては、電気事業者等との中立性の確認が行われた上で、同チームによる検討に参加した。(以上につき、乙ロ第10号証54及び55ページ)

b 地震等基準検討チームにおける検討経過等

地震等基準検討チームにおいては、平成24年11月19日から平成25年6月6日までの間、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる設置許可基準規則等策定のため、計13回の会合が開催された(乙ロ第10号証55ページ)。

c 地震等基準検討チームにおける検討概要等

(a) 地震・津波に係る規制についての検討概要等

地震等基準検討チームは、地震等検討小委員会が取りまとめた耐震指針等の改訂案(乙ロ第16号証)のうち、地震及び津波に関わる安全設計方針として求められている各要件については、新たに策定する基準においても重要な構成要素となるものと評価するとともに

に、基準の骨子案を策定するに当たっては、上記改訂案の安全設計方針の各要件について改めて分類・整理し、必要な見直しを行った上で基準の骨子案の構成要素とする方針を示した。

そして、地震等基準検討チームは、この検討方針に基づき、地震及び津波について、IAEAの安全基準、アメリカ、フランス及びドイツの各規制内容のほか、福島第一原発事故を踏まえた国会及び政府等の事故調査委員会の主な指摘事項のうち耐震関係基準の内容に関するものを整理し、これらと従前の耐震に係る指針とを比較した上で、国や地域等の特性に配慮しつつ、我が国の規制として適切な内容を検討した。また、地震等基準検討チームは、発電用原子炉施設における安全対策への取組の実態を確認するため、電気事業者に対するヒアリングを実施するとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波を受けた東北電力女川原子力発電所の現地調査を実施し、これらの結果も踏まえ、安全審査の高度化を図るべき事項についての検討を進めた。(以上につき、乙口第10号証55及び56ページ)

(b) 地震等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

地震等基準検討チームは、以上の検討結果に基づき、地震・津波に関する設置許可基準規則等の骨子案を作成し、これについて、原子力規制委員会が平成25年2月に意見公募手続を行った結果も踏まえ、基準案である新安全基準（地震・津波）骨子案を取りまとめた（乙口第10号証56ページ）。

キ 原子力規制委員会による基準等の策定

原子力規制委員会は、取りまとめられた前記各基準案に対し、行政手続法に基づいて平成25年4月11日から1か月の間の意見公募手続を行い、その上で、設置許可基準規則等の規則及び設置許可基準規則の解釈を

策定するとともに、発電用原子炉の設置許可に係る基準適合性審査で用いる各種審査ガイドを策定した（乙ロ第10号証56ページ）。

ク 小括

以上のとおり、設置許可基準規則等は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、地震及び津波の分野については、原子力規制委員会の発足前後を通じて、各専門分野の学識経験者等の専門技術的見地に基づく意見等を集約し、また、それ以外の分野についても、原子力規制委員会発足前の専門技術的知見に基づく意見等を集約した上で、中立性が担保された学識経験者の関与の下、公開の議論を経て、規制基準の骨子案及び規制案等に対する意見公募手続等の適正な手続を経て策定されたものである。このような策定過程から明らかなとおり、設置許可基準規則等は、各専門分野の学識経験者の有する最新の専門技術的知見を集約して策定されたものであって、現在の科学技術水準を踏まえた十分な合理性を有するものである。

(2) 新規規制基準は調査・検討が不十分なまま策定されたもので不合理である旨の原告らの主張は理由がないこと

ア 福島第一原発事故の原因究明が十分でない段階で策定された新規規制基準には問題がある旨の原告らの主張は理由がないこと

(7) 原告らの主張の要旨

原告らは、新規規制基準について、「真に福島第一原発事故の教訓を踏まえた世界最高水準の規制基準を策定するのであれば、同事故を収束させた上でハード面ソフト面からの徹底的な原因調査は不可欠であり、こうした調査が不十分なままに新たな規制基準を策定しても、災害の防止上支障がないものとは到底いえない。」などと主張する（原告ら準備書面55第2の2(6)・9及び10ページ）。

(4) 原告らの主張は理由がないこと

しかしながら、前記(1)ウ(25ページ)で述べた各種調査・検討の結果により、福島第一原発事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされており、このような事故を再度起こさないよう、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓が得られているところである。

そして、被告会社の準備書面20第3の5(18ないし20ページ)や準備書面24第2の1(2)(4ないし6ページ)でも述べられているとおり、当該事故の基本的な事象進展等については整理されているところ、当該事故の詳細な原因等の解明自体は、重大事故等対策に係る規制基準を策定する上で必ずしも必要不可欠ではなく、解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、規制基準を策定することは可能であるから、原告らの前記主張は理由がない。

イ 新規規制基準の策定に当たり、十分な検討が行われていないなどとする原告らの主張は理由がないこと

(7) 原告らの主張の要旨

原告らは、①「新規規制基準は、検討期間が絶対的に不足していることは誰の目にも明らか」であり、「新規規制基準策定の拙速さからしても、(中略)新規規制基準は災害の防止上支障がないものとは到底いえない」(原告ら準備書面55第2の3・10及び11ページ)などと主張し、また、②新規規制基準に対する意見公募手続(パブリックコメント)の期間は「極端に短く」、「単に形式上意見公募手続をしたという体裁を整えただけ」である(原告ら準備書面55第2の4・12ページ)などと主張する。

(i) 原告らの主張は理由がないこと

a しかしながら、そもそも、規制基準の合理性は、当該基準の内容に

よって判断されるべきものであり、規制基準の内容に触れることなく、抽象的に、検討期間が短いことなどを理由に、規制基準が不合理であるなどとする原告らの前記主張①は、それ自体失当であるといわざるを得ない。

この点をおくとしても、福島第一原発事故後、改正原子炉等規制法の施行に際して、規制基準が見直され、設置許可基準規則等が策定された経過は、前記(1)(23ページ以下)で詳述したとおりであるところ、当該事故の教訓を踏まえた安全規制に関する検討は、原子力規制委員会が設置される以前から行われていたものである(前記(1)オ・26ページ)。また、被告会社準備書面24第2の2(6ページ)でも述べられているとおり、設置許可基準規則等は、当該事故の教訓や海外の規制動向等を踏まえ、中立的な各専門分野の学識経験者が有する最新の専門技術的知見を集約するなど、内容的にも充実した検討をもって策定されたものであるから、検討期間が短いことをもって新規制基準は不合理であるなどとする原告らの前記主張①に理由がないことは明らかである。

- b また、前記(1)カないシク(26ページ以下)で述べたとおり、原子炉施設等基準検討チーム及び地震等基準検討チームは、それぞれ設置許可基準規則等の骨子案について意見公募手続を行い、その意見を踏まえて基準案を取りまとめた上で、当該基準案に対し、1か月間の意見公募手続を実施しているのであって、意見公募手続は2回にわたって実施されている。さらに、設置許可基準規則等の骨子案や基準案を策定する検討チームの会合は公開されており、意見公募手続開始前から、一般に議論の内容及び経過を知ることができる状態であった(これらのことは、被告会社の準備書面20第3の6[20及び21ページ]及び準備書面24第2の3[7ページ]でも述べられている

とおりである。))。

このように、規制基準等の意見公募手続は、行政手続法 39 条に基づき適法に行われたものであるし、上記で述べた一連の手続は、同法の趣旨に沿うものであったことは明らかであって、意見公募手続は形だけのものであるなどとする原告らの前記主張②は、これらの点を看過しているものであり、理由がない。

ウ 小括

以上のとおり、新規制基準は調査・検討が不十分なまま策定されたもので不合理であるなどとする原告らの主張は理由がない。

3 深層防護の考え方について

(1) 深層防護の意義

ア 深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル、防護階層）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方（すなわち、前の防護レベルが万一機能しないとした場合を仮定する考え方）に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。

原子炉を含む原子力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、化学プラントや航空機などと同様の特徴があることから、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を徹底的に防ぐため、従前から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAにおいても採用されてきた。

例えば、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計 個別

安全要件 SSR-2/1^{*8}」（以下「原子力発電所の安全：設計」という。乙ロ第17号証）においては、「原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することである」とされ、この「深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用することにより、人及び環境への放射線の有害な影響を防止し並びにその防止が失敗した場合には有害な影響の適切な防護及び影響の緩和を確実なものとすることを目的とした複数の防護階層（固有の仕組み、設備及び手順）を備えることになる」とされている。そして、「異なる防護階層の各々が独立して効力を発揮することが発電所における深層防護の基本的な要素であり、これは一つの防護階層の故障が他の階層の故障をもたらすことがないようにする対策を組み入れることによって達成される」とされている。（以上につき、乙ロ第17号証6及び7ページ）

イ この「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に五つの異なる防護階層により構築される（乙ロ第17号証6ないし8ページ）。

具体的には、第1の防護階層は、「通常運転からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止すること」を目的として、「品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されるという要件を導き出す」というものである（同号証7ページ）。

*8 SSR-2/1とは、国際原子力機関（IAEA）が平成24年に作成した「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1（邦訳：原子力発電所の安全：設計）」（乙ロ第17号証）である。

第2の防護階層は、「発電所で運転時に予期される事象^{*9}が事故状態に拡大するのを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること」を目的として、「設計で特定の系統と仕組みを備えること、それらの有効性を安全解析により確認すること、さらにそのような起因事象を防止するか、さもないければその影響を最小に留め、その発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を必要とする」というものである（同ページ）。

第3の防護階層は、「非常に可能性が低いことではあるが、ある予期される運転時の事象又は想定起因事象が拡大して前段の階層で制御できないこと、また、事故に進展しうるかもしれないことが想定され」、「そうした事故が生じるものと仮定」して、その場合においても「原子炉の炉心への損傷又は重大な所外放出を防止し、さらに発電所を安全な状態に導くことができる、固有の及び／又は工学的な安全の仕組み、安全系及び手順が準備される」というものである（同号証8ページ）。

第4の防護階層は、「第3の防護階層が失敗した結果の事故の影響を緩和すること」を目的として、「閉じ込め機能を確実なものとして、放射性物質の放出が合理的に達成可能な限り低く維持されることを確実なものとする」というものである（同ページ）。

第5の防護階層は、「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出

*9 設計上考慮することが適切な、原子炉施設の運転寿命までの間に、少なくとも一度は発生することが予想される、通常の運転状態から逸脱した操作手順が発生する事象。この事象は、安全上重要な機器に重大な損傷を引き起こしたり、事故に至るおそれがないものという。例えば、出力運転中の制御棒の異常な引き抜きや、外部電源の喪失などが考えられる。

なお、設置許可基準規則では「運転時の異常な過渡変化」として定義されている（同規則2条2項3号）。

による放射線の影響を緩和すること」を目的として、「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」というものである(同ページ)。

ウ このように、「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に五つの異なる防護階層により構築されるものである。

そして、設置許可基準規則も、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、この深層防護の考え方を基本として策定されている。すなわち、同規則第2章には「設計基準対象施設」として第1から第3の防護レベルに相当する事項が、同規則第3章には「重大事故等対処施設」として主に第4の防護レベルに相当する事項が規定されている。

もっとも、「原子力発電所の安全：設計」は、深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用すべきとしているにとどまり、第1層から第5層に係る全ての対応を設置許可基準規則等の原子力事業者に対する規制として規定することを求めているわけではない。後記(2)において詳述するように、我が国の法制度上も、第5の防護レベルに関する事項については、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって規律されている。(以上につき、乙ロ第10号証70ないし72及び120ページ)

(2) 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること等

原告らは、①「深層防護の第5層の国際基準からすれば、実行可能な緊急時の防災対策を原子力施設の建設・運転の許可条件とした上で、原子力規制委員会がこれを審査するという構造になっていなければならない。」(原告ら準備書面22第4の5(3)・77及び78ページ)、「新規制基準は、(中略)第5層部分にあたる実効的な避難計画が規制要件となっていないなど、およ

そ深層防護の考え方が徹底されているとは言えない状態である。」などと主張するほか、②「玄海原子力発電所に関し、実効性のある防災計画が策定されていることの主張立証がないかぎり、原告らの人格権侵害のおそれがある」（同準備書面第4の6・78ページ）などと主張する。

しかしながら、原告らの上記主張①は、避難計画の定めがないことをもって設置許可基準規則等が不合理であるという趣旨と解されるところ、かかる主張は失当である（我が国の法体系においては、避難計画に関する事項は原子力災害対策特別措置法等に規定されており、IAEAの安全基準も満たしている。）。また、原告らの上記主張②についても、玄海地域の避難計画を含む緊急時対策は具体的かつ合理的な内容となっており、以上のことについては、被告会社の準備書面8、準備書面16及び準備書面20第3の4（17及び18ページ）で述べられているとおりであって、原告らの主張は理由がない。

以下、原告らの上記主張①が失当であることにつき、ふえんして説明する。

ア 原子炉設置（変更）許可の基準

原子炉等規制法は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するこ

とを目的としている（原子炉等規制法1条）。

そして、原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可の要件として、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと（同法43条の3の6第1項1号）、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（同項2号）、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（同項3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（同項4号）に適合していることを求めているのであって、避難計画に関する事項等を含む原子力災害対策に関する事項については、設置（変更）許可等の基準とされていない。

イ 災害対策基本法の定め

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

同法にいう「災害」には、放射性物質の大量の放出により生ずる被害である原子力災害が含まれている（同法2条1号、同法施行令1条）。

ウ 原子力災害対策特別措置法の定め

原子力災害対策特別措置法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原

原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律とあいまって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律である（原子力災害対策特別措置法1条）。

同法において、「原子力災害」とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい（同法2条1号）、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている（同条2号）。

（7）国及び地方公共団体の責務

- a 国は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法3条1項の責務^{*10}を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法4条1項）。

また、内閣府に設置される中央防災会議は、防災に関する総合かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおく

*10 災害対策基本法3条1項は、国は、同法2条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する旨規定している。

べき事項等を定める防災基本計画を作成することとされている（災害対策基本法11条、34条及び35条）。そして、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が、原子力事業者、国の各機関、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を定めることとされ（原子力災害対策特別措置法6条の2）、同指針として、原子力災害対策指針が定められている。

さらに、内閣府は、原子力防災会議^{*11}の決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、原子力規制庁を含む関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会（以下「地域協議会」という。）を設置している。そして、内閣府を始めとする関係府省庁は、地域協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている（乙ロ第18号証241ページ）。これに伴い、内閣府は、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方公共団体に対し、交付金等での財政的支援も実施している（乙ロ第19号証）。

そして、内閣府を始めとする関係府省庁、地方公共団体等は、地域協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、後記の原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとされ、また、

*11 緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために内閣に設置された組織であり、内閣総理大臣をはじめ全閣僚や原子力規制委員会委員長によって構成されている（原子力基本法3条の3ないし3条の5）。

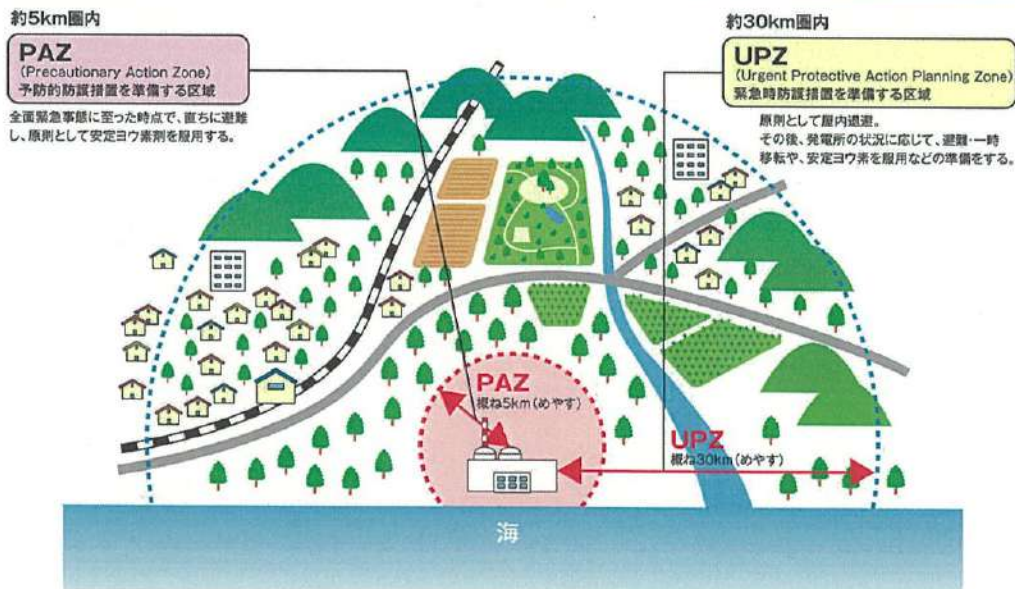
内閣府は、地域協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、同会議の了承を得ることとされている（乙ロ第18号証241ページ）。既に、鹿児島県の川内地域、愛媛県の伊方地域及び福井県の高浜地域については、緊急時対応を各地域協議会において確認した後、原子力防災会議に報告し了承を得ており、他の地域についてもこうした取組を進めている（乙ロ第10号証78及び79ページ）。

- b 地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法4条1項及び5条1項の責務^{*12}を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法5条）。

そして、都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく都道府県地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法14条、40条）、この地域防災計画として、PAZ及びUPZ圏内の住民の避難の基本フレームとなる広域避難計画の作成等を行っている（下図3及び4参照）。

*12 災害対策基本法4条1項は、都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するなどの責務を有する旨規定しており、同法5条1項は、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する旨規定している。

原子力災害時の対策区域の拡大



5-8-3

原子力・エネルギー図面集

(図3) (出典：日本原子力文化財団ホームページ，
原子力・エネルギー図面集第5章5-8-3)

住民に対する放射線防護のイメージ

事態の進展	PAZ (～5km)	UPZ (5～30km)	30km～
事業者が施設の状況に応じて、緊急事態区分を国・地方公共団体へ通報	- 避難については、国の指示・要請により、地方公共団体が準備および実施 - 安定ヨウ素剤については、国または地方公共団体が服用準備および服用を指示		
警戒事態 (EAL1*) (例) 大津波、震度5弱の地震など 新たに設定	避難行動要支援者(高齢者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など)の避難準備		避難行動要支援者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態 (EAL2*) (例) 全発電機が停止し30分以上継続など	- 避難行動要支援者の避難実施 - 避難準備 - 安定ヨウ素剤の服用準備	- 屋内退避準備 - 国・地方公共団体・事業者が緊急時モニタリングを開始	- 避難行動要支援者の受け入れ - 避難準備への協力 - 国・地方公共団体が緊急時モニタリングを開始
全面緊急事態 (EAL3*) (例) 全発電機が停止し1時間以上継続など 放射性物質の放出なし	- 安定ヨウ素剤の服用 - 国の指示により、PAZ外へ住民の避難実施	- 屋内退避実施 - 安定ヨウ素剤の服用準備 - 避難などの準備	- 避難の受け入れ - 避難などへの協力 - 安定ヨウ素剤の服用準備
施設外への放射性物質放出		緊急時モニタリング結果を加え、国は空間線量率などを基準に避難などの防護措置を実施 OIL 1 空間線量500マイクロシーベルト/時 OIL 2 空間線量20マイクロシーベルト/時 OIL 6 など 放射性物質の放出が30マイクロシーベルト/時	汚染検査 OIL 4 は表面で1センチあたり40000cpm (1センチあたり10000cpmより厳格) 体表面汚染

*OIL: 放射性物質が放出された場合、モニタリングなどの結果に応じて住民の防護措置の実施を判断する基準
*次の呼称の場合もあります。EAL1 (AL: Alert)、EAL2 (SE: Site area Emergency)、EAL3 (GE: General Emergency)

5-8-4

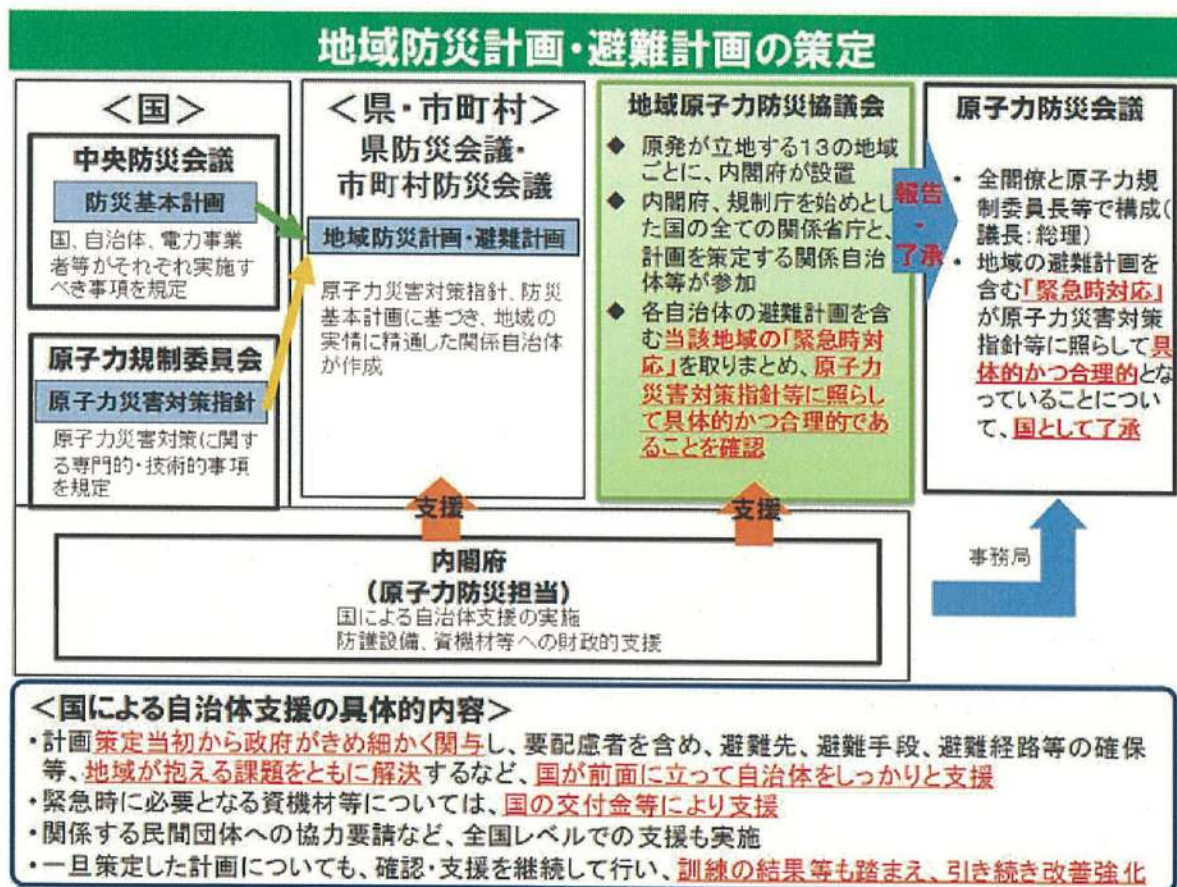
原子力・エネルギー図面集

出典：原子力規制委員会、電気事業委員会資料より作成

(図4) (出典：前同図面集第5章5-8-4)

また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく市町村地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法 28 条、災害対策基本法 16 条及び 42 条）、この地域防災計画として、広域避難計画にのっとった P A Z 及び U P Z の設定に基づく避難計画の作成等を行っている。

なお、避難計画等は、一度策定したら終わりではなく、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化に継続的に取り組むことが重要である。このため、地方公共団体が実施する防災訓練についても、訓練の目的、実施項目及び反省点の抽出方法等について地域協議会において検討を行うほか、国が防災訓練に参加するなどの支援を行っている。これらの訓練の実施結果、成果及び抽出された反省点等については、地域協議会において検討、共有がされ、地域防災計画等の改善・強化につなげられる仕組みとなっている（下図 5 参照。乙ロ第 10 号証 80 ページ）。



国による避難計画等の具体化・充実化支援等の全体図

（図5）（出典：内閣府ホームページ）

（イ）原子力事業者の防災計画

以上のほか、原子炉等規制法43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた原子力事業者（原子力災害対策特別措置法2条3号ハ）は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとされている（同法3条）。

そして、原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後

対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成等しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法 7 条 1 項）。

この原子力事業者に係る義務については、立法過程で原子炉等規制法の体系に位置づけることも検討されたが、地方公共団体が防災に関して基本的な責務を有していることや緊急時における原子力事業者と地方公共団体との連携といった観点に鑑み、原子力災害対策特別措置法において、災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである。

そして、原子力災害対策特別措置法 7 条 1 項の義務を実効化するため、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき、又は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条 4 項）、仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者が、これに違反した場合、原子力規制委員会は、設置許可の取消し又は 1 年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法 43 条の 3 の 20 第 2 項 22 号）。

- (3) 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものであること

前記(1)（35 ページ以下）で述べた IAEA の安全基準である「原子力発電所の安全：設計」のいう第 5 の防護階層には、住民の避難計画に関する事項が含まれるものである。

もっとも、前記(1)ウ（38 ページ）で述べたとおり、「原子力発電所の安全：設計」は、深層防護の第 1 層から第 5 層に係る全ての対応を設置許可基

準規則等の原子力事業者に対する規制として規定することを求めているわけではない。

また、IAEAの安全基準である「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」(GSRpart 7)においても、政府は、規定を設け、原子力又は放射線源による緊急事態に対する準備と対応に関する役割と責任を明示し、割り当てることを確実なものとしなければならないとされているにとどまり、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない(乙口第10号証70, 75及び76ページ)。

そして、前記(2)(38ページ以下)で述べたとおり、我が国の法体系において、避難計画に関する事項等については、原子力災害対策特別措置法等において定められているところ、これは、第5の防護階層のうち、「所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備」に関する事項に対応しており、深層防護の考え方を踏まえたものであるから、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」を満たしているものである。

(4) 避難計画に関する基準が欠如していることをもって規制基準が不合理であるとする原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らは、前記(2)(38ページ以下)の①のとおり、避難計画の定めがないことをもって設置許可基準規則等が不合理である旨主張するようである。

イ しかしながら、前記(3)で述べたとおり、我が国の法体系においては、避難計画に関する事項等については原子力災害対策特別措置法等において定められており、このことはIAEAの安全基準を満たしている。

また、そもそも、原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは立法政策に属する事柄であり、我が国が原子力災害対策に関する事項を原子炉等規制法において原子炉設置(変更)許

可の基準とはせず、原子力災害対策特別措置法等において規定する法体系を採ったからといって、このような立法政策が深層防護の観点から不合理であるとはいえない。しかも、本件では原告らの人格権侵害が主張されているところ、避難計画に関する事項等を含む原子力防災対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか、それとも別建ての法令で規制するかという立法政策の在り方は、原告らの人格権侵害の成否を直ちに左右するような事情とは解されないのであって、この点でも原告らの主張には理由がない。

この点、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号90ページ）も、川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件において、「原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であって、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力災害対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということはできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立された国際的な基準を満たさないということもできない」と判示している（同号146ページ）。また、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（判例時報2334号4ページ）は、「避難計画を含む原子炉災害対策は、原子力発電所における安全確保対策が講じられてもなお、放射線(ママ)物質が周辺環境へ異常放出される事態が生じた場合に、国民の生命、身体、財産を保護するために講じられる対策であることから、原子力事業者だけではなく、国及び地方公共団体が主体となり、相互に連携・協力して、それぞれの立場からの責務を果たすことにより適切に実施されるべきものといえる。」とし、「新規制基準が、深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象としなかったことが不合理である

とはいえない。また、このような新規制基準の内容が、確立された国際的基準や原子炉等規制法の要求を満足させていない違法な基準であるとはいえない。」と判示している（同号92ページ）。

そうすると、現行の規制基準に避難計画に関する規定がないからといって、かかる規制基準が不合理であるなどといえないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、原告らの主張は、IAEAの安全基準等を正解しないものであって、理由がない。

以 上

略 称 語 句 等 使 用 一 覧 表

番号	略 語	用 語	記載書面	ページ数
1	被告会社	被告九州電力株式会社	準備書面(1)	3
2	本件施設	訴状別紙原子力発電施設目録記載の施設	〃	〃
3	本件操業停止行為請求	本件施設の操業をさせないようにすることを求めるもの	〃	〃
4	本件原子炉	本件施設の原子炉	〃	〃
5	本件将来給付請求	請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求める部分	〃	〃
6	民訴法	民事訴訟法	〃	〃
7	原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	4
8	厚木基地訴訟最高裁判決	最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決	〃	〃
9	電事法	電気事業法	〃	6
10	行訴法	行政事件訴訟法	〃	12
11	大阪国際空港訴訟大法廷判決	最高裁昭和56年12月16日大法廷判決	〃	13
12	東京電力福島第一原発	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	15
13	本件事故	東京電力福島第一原発において放射性物質が環境に放出された事故(準備書面(5)から、「福島第一原発事故」に略称定義を改める。)	〃	〃
14	本件現在給付請求	訴状請求の趣旨第3項の被告国に対する損害賠償請求のうち、本件将来給付請求を除く部分	準備書面(2)	9
15	原子力損害賠償法	原子力損害の賠償に関する法律	〃	13
16	被告国答弁書	平成25年2月13日までに提出のもの	〃	14
17	被告国準備書面(1)	被告国平成25年9月18日付け準備書面(1)	〃	〃
18	旧電事法	原子力規制委員会設置法による改正前の電事法	〃	20
19	旧電事規則	平成24年経済産業省令68号による改正前の電気事業法施行規則	〃	22

20	四大臣会合	内閣総理大臣, 経済産業大臣, 原発事故担当大臣及び内閣官房長官の四大臣による関係閣僚協議	〃	29
21	単に「原告ら準備書面5」などという	原告らの平成24年(2012年)9月18日付け準備書面5のように, 原告らが本訴訟において, 番号を付して提出した準備書面	〃	35
22	規制・制限要件	その行為を「規制し, 制限をすることができる立場にある」こと	〃	41
23	国賠法	国家賠償法	〃	44
24	不法行為法	民法における不法行為の規定と国家賠償法の規定	〃	〃
25	被告国準備書面(2)	被告国平成25年12月6日付け準備書面(2)	準備書面(3)	3
26	設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	準備書面(5)	8
27	福島第一原発事故	東京電力福島第一原発において発生した放射性物質が環境に放出される事故	〃	8
28	3条委員会	国家行政組織法3条2項に規定される委員会	〃	8
29	設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	〃	8
30	更田委員	原子力規制委員会の委員に選任された更田豊志氏	〃	11
31	伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	〃	13
32	設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	〃	24
33	安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定, 平成13年3月29日一部改訂)	〃	27
34	原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(後に発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	〃	27
35	地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	〃	27

36	地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	〃	27
37	原子力発電所の安全：設計	「原子力発電所の安全：設計 個別安全要件 SSR-2/1」	〃	36
38	地域協議会	地域原子力防災協議会	〃	42
39	緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	〃	42